

岩手県議会情報公開条例及び政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

岩手県議会情報公開条例及び政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(岩手県議会情報公開条例の一部改正)

第1条 岩手県議会情報公開条例(平成11年岩手県条例第61号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「公文書」とは、議会の事務局(以下「事務局」という。)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) [略] (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第17項の規定により議会に附置した議会図書室において、調査研究用の資料として特別の管理がされているもの	(定義) 第2条 この条例において「公文書」とは、議会の事務局(以下「事務局」という。)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) [略] (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第18項の規定により議会に附置した議会図書室において、調査研究用の資料として特別の管理がされているもの
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 政務調査費の交付に関する条例(平成13年岩手県条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び第14項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

<p>(議長の調査)</p> <p>第10条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、<u>前条</u>の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。</p> <p>様式 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(<u>会派が消滅した場合にあって</u>)</p> <p style="text-align: center;">は、代表者であった者の氏名)</p> <p>[略]</p>	<p>(議長の調査)</p> <p>第10条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、<u>第8条</u>の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。</p> <p>様式 (第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。